

第15回藤沢市総合計画審議会

と き 2010年(平成22年)9月21日(火)
午後2時～午後4時
ところ 藤沢市役所新館7階第7会議室

(第1部)

次 第

- 1 開会
- 2 議事録確認(資料1)
- 3 議事
 - (1) 各会議体の会議開催状況について(資料2)
 - (2) パブリックコメントの実施結果について(資料3)
 - (3) 新総合計画基本計画答申案について(資料4)
 - (4) 答申について
- 4 その他

書記(事務局)
藤沢市経営企画部経営企画課
電 話 (0466) 50-3502
ファクス (0466) 50-8402
e-mail kikaku@city.fujisawa.kanagawa.jp

第 14 回藤沢市総合計画審議会

と き 2010 年（平成 22 年）8 月 31 日（火）午後 6 時
ところ 藤沢市職員会館 3 階 第 4・5 会議室

1 開 会

2 議事録確認

3 議 事

(1) 各会議の開催報告

ア 第 12 回地域経営戦略 100 人委員会

イ 第 10 回庁内新総合計画検討部会

ウ 第 14 回わいわい・がやがや・わくわく会議

エ 第 3 回基本計画起草部会

(2) 新総合計画基本計画（案）について

(3) 基本計画策定等における主要項目の検討

ア パブリックコメントの実施結果について

イ 討論型世論調査「藤沢の選択、1 日討論」の実施結果（速報）について

(4) 地域づくり推進のための条例化に係る整理について

(5) その他

4 その他

5 開 会

事務局

会議に先立ちご報告いたします。1点目は会議の成立について、審議会規則第7条の規定により、審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとされております。本日、委員数24名のうち出席委員16名で、過半数の出席ですので、会議が成立しましたことをご報告いたします。

2点目は資料の確認です。(資料確認)

3点目は前回議事録の確認です。訂正等がありましたら、9月15日までにお知らせいただきたいと思います。

それでは、曾根会長、よろしくお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長

ただいまから第14回藤沢市総合計画審議会を開会します。

本日も大変暑い中ですが、活発なご議論をお願いいたします。

はじめに、本審議会は公開としておりますので、傍聴者がおりましたら、ご案内してください。(傍聴者9名入室)

なお、傍聴者は発言ができませんので、よろしくお願いいたします。

前回の議事録の確認については、事務局の説明がありましたので、早速、議事に入ります。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長

議事の(1)各会議の開催結果について、アからエまでを一括して説明をお願いします。

事務局

(資料2参照)

8月7日の審議会以降の各会議体の開催状況についてですが、1の第12回地域経営戦略100人委員会は8月21日に開催され、成果指標を設定する上で現状値調査の結果報告をし、次のステップとして8月23日に発送を予定しております各活動団体に「めざそう値」及び役割の担い手に関するアンケート調査の実施方法について整理を行いました。

2の第10回庁内新総合計画検討会議は8月12日に開催し、各地域経営会議から上がってきた市域全体で扱うべき課題について説明いたしました。また、実施計画(案)策定スケジュールや、新総合計画策定にあたり、中長期財政計画、短期財政計画を踏まえた中で整理していく。実行予算をいかに確保するかということで、全地域計画については、政策仕分けについて検討いたしました。これは後ほど詳しくご説明いたします。

3の第14回わいわい・がやがや・わくわく会議は8月13日に開催され、特に基本構想副読本の検討をいたしました。

4の第3回基本計画起草部会は8月19日に開催され、基本計画に対する各会議体、全員協議会、当審議会からのご意見を踏まえ、レイアウトや

内容、文言の修正作業を行いました。あわせて地域づくり推進のための条例化の必要性の整理についても検討を行いました。

そのほか、第2回目の討論型世論調査「藤沢の選択、1日討論」が8月28日にSFCキャンパスで、朝9時20分から午後5時30分まで行われ、約200人の応募者のうち当日は161名の参加がありました。後ほど速報値をご説明いたします。

それから地域まちづくり計画案については、13地区ごとに地区全体集会在7月4日の長後地区から始まって8月17日の善行地区で終わり、延べ1,314人の参加がありました。あわせて市域全体のまちづくり計画素案説明会が8月5日の湘南台文化センターと6日の市役所本館で行われ、さまざまなご意見が出されました。以上です。

曾根会長 ただいまの報告に対してご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特になければ、報告ということで終わらせていただきます。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長 次に、議事の(2)新総合計画基本計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 今回は、前回の変更点と追加部分をご説明いたします。(資料3参照)

まず「目次」第7章の中長期財政計画の項目と、第8章の進捗管理の構成を一部修正いたしました。また、前回に第4章が抜け落ちた点を整理いたしました。

44 ページ、第4章市域全体のまちづくり計画では、都市ビジョンと9つの「藤沢づくりのめざす方向性」を踏まえて、市域全体のまちづくり計画については資料4に記載のとおりです。きょうは2番目として藤沢づくりの都市構造と都市フレームについてご提案いたします。これは基本計画ですので、基本構想を踏まえてどういう活動の方向性を見据えていくかという中で、市域全体のまちづくり計画は、3つの都市ビジョンと9つの藤沢づくりの「めざす方向性」が含まれております。かつ、広域連携という基本構想も含めて3つの都市ビジョンをどう基本計画、実施計画に反映していくかというイメージをビジョンごとに整理いたしました。

45 ページ、1. 市民の力が育てる「生活充実都市ふじさわ」形成の素材では、目指す方向性では「地域自律型の藤沢づくりを育む」、「明日の藤沢を担う藤沢の子どもたちを育む環境」、「地域力、市民力による安全で安心して暮らせる藤沢づくり」ということを踏まえた中でのイメージ図は、赤の細い実線は13の区域、それを市民センター・公民館を核にさまざまなコミュニティ施設や地域の施設等が網羅されております。そういうもの

を核に地域のコミュニティ活動の拠点のネットワークを拡大する。そのことによって目指す方向を形づくっていく。それによっては地域と地域が連携したり、地域の生活圏が重複したりいろいろ変わってくるだろう。その中で地域コミュニティの拠点ネットワークがベースになって都市ビジョンが形成の素材となると捉えていただきたいというものです。

2. 地域から地球に広がる「環境行動都市ふじさわ」形成の素材として、「共に生き、共に創る地域社会」、「豊かな自然、歴史、文化資産を次世代に継承・創出する藤沢づくり」、「地球温暖化防止など地球環境への未来投資を進める藤沢づくり」という3つの目指す方向性があります。これは藤沢地域全体に赤線で13地区の区域を示しております。どういう自然緑地系資源や歴史文科系資源が藤沢の財産としてあるのか、こういうものにもう一度目を向けてほしい。例えば公園、農地、山林・緑地は緑系で、御所見、遠藤、長後の市境地区と六会地区、あるいは三大緑地がどの位置にあるか。市街化区域、調整区域、特別景観保全地域がどうなっているか。河川・水路・水辺は水色の棒線で示しております。そして赤色のひし形は、歴史的な文化遺産がプロットされております。特に紫色は、明治・大正期の洋風建物が鵠沼地区を中心にありますということを示しております。藤沢が持つ資源が環境行動都市を形成する大きな素材として考えていこうという資料です。

次の3・さらなる可能性を追求する「創造発信都市ふじさわ」には、「藤沢づくりを支える都市構造の再構築と地域経済の活力再生」、「公共資産の有効活用と社会資本の長寿命化」、「藤沢ライフスタイルと湘南カルチャーを育む」という3つの目指す方向性があります。骨格となる交通基盤がどうなっているかということ、幹線道路系が紫色、鉄道系が赤で示しております。農業、調整区域等を中心とした農業・エコミュージアムゾーンはグリーンで示しております。漁業・マリンスポーツゾーンは湘南海岸と江の島を中心とした水辺、さらに工場・研究開発拠点、大学、図書館、商業業務中心・繁華街を示しております。これらが創造発信都市としていく上での素材となるというものです。

4・「これからの湘南都市連携の方向性」は、基本計画ですので、あえてプロジェクトなどは入っておりませんが、紫色の一点斜線が藤沢ですが、これからの湘南都市構造は広域連携の中で都市構造をどう見ていくかが重要になってくる。藤沢を中心に鎌倉、茅ヶ崎も含めて相模湾の沿岸漁業やマリンスポーツやレクリエーションのなぎさ環境再生ベルトが陸域と海域がブルーで、さらに湘南庭園文化再生連携ベルトとして小田急軸と東海道線と湘南海岸に挟まれた地域に黄色で示したのは住宅の再生連携

ベルトです。次に茶色の湘南・東海道地域連携ベルトは、茅ヶ崎、辻堂、藤沢、大船、鎌倉にさまざまな商業業務、産業集積がされている。それから緑の丸が緑の多いところ、ブルーの丸が産業集積のあるところ、産業集積というのは相模川地域連携ベルトや東海道ベルト、湘南台ベルトあるいは藤沢と戸塚については東海道沿線に広がっている。そして境川水系、引地川水系、そして相模川水系の3つが水色のベルトになります。そして健康と文化の森を中心としたところに緑、市街化調整区域の良好な農地があります。そして大和から海老名、本厚木にかけての県央地域連携ベルトがあります。こういうところに高速交通ネットワークや道路ネットワークが形成されている藤沢の持つポジショニング、都市構造の位置を湘南都市連携の中から見出していく必要があるというイメージ図です。

次に、51 ページの第7章中長期財政計画は、今回、初めてご提示するものです。総合計画実施事業の毎年度事業費と財政計画の歳出見込額は、現総合計画では必ずしも一致しませんでしたので、各年度の予算編成作業の中で総合計画事業費を含む歳出全体について、毎年度歳入との調整を行わなければならないというのが「ふじさわ総合計画 2020 後期計画」の課題です。そこで総合計画の財政計画と各年次の予算に大きな乖離がなぜ生じるのかを財政当局と分析してみると、歳出面において、計画事業の進捗が当初計画時点のスケジュールどおりに進行せず、遅延・前倒しが発生し、各年度に割り当てられる事業費が年度間をまたいで増減すること、また、技術革新や物価動向による当初見積り額と実勢価格の乖離が生じていること、新たな社会保障制度創出による歳出増などがあることが原因として考えられる。歳入面においても、消費税等を含む国の税制改正や補助制度の大幅な変更、世界経済を含む景気動向によって個人市民税や法人市民税、償却資産税、地方譲与税等の増減により、歳出面よりもさらに大幅な外的要因の影響を受けることによる。そこで、新たな総合計画基本計画策定に当たっては、市域全体のまちづくり計画、地域まちづくり計画ともに、財源に裏づけられた実効性のある計画としなければならない。しかし、現在の社会情勢を踏まえたときに、正確な予測は不可能であり、基本構想の考え方同様に、変化に対応できる財政計画とする必要がある。そのためには第1に「中長期財政計画」と「短期財政計画」の2つの財政計画によって、直近の社会経済情勢を反映できる計画とする。第2は、基本計画、実施計画を進捗管理にあわせて柔軟に見直しを行う計画としております。また、基本計画の「新しい公共」の視点に立って、それぞれが協働・連携を進めていく。また、行政予算を伴わない「自助・共助」による事業への取り組みや、短期集中で実施すべき事業と年次計画に沿って長期間をかけて

計画的に実施すべき事業に分類して、どの時点でどの程度の財源を振り向けるかを見極め、選択と集中を図る必要があるというものです。

そこで、(1) 実施計画で定める総合計画事業については、新しい公共の視点による事業と選択と集中によりメリハリのある計画としていきたい。また、(2) 実施計画策定時に考慮すべき新たな視点については、総合計画実施計画では、「新しい公共」の視点から事業を担うべき事業主体、また、今までは国、県、市といった行政として主体的に担う役割についても検討する。それから 58%近い公共施設の老朽化がありまして、これらは単独ではできませんので、公共資産の有効活用については公民連携の視点に立って事業費の圧縮や年度間の歳出の平準化をきちんと図っていく。それから市内分権、地域内分権の視点から、本庁が担うべき事業、地域が行うべき事業に整理していく必要がある。こういうところが今の総合計画実施計画にない新たな視点です。

2の中長期財政計画については、「私たちの政府」によって活動が行われるわけですが、活動のための財源は市税等だけではなく、人的資源、知的資源、文化、アイデアなどのすべての資源を対象に、消費だけでなく増やすことも含めて考えていく。一方、24年度以降については、武田薬品やC-Xの企業立地が進むと若干の税収増があるものの、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、低成長社会の到来により、歳入の根幹である市税収入は減少することが予測され、反対に歳出では扶助費等の社会保障費は増加する。そういう中で総合計画事業として担保すべき事業に、どの程度財源を投入できるかは大変不透明な状況にあります。その中で生活の豊かさや暮らしやすさなど、生活者の実感に基づく生活文化の根幹やセーフティネットを支えるために、市民、地域と行政が連携していろいろ知恵を絞っていく中で、協賛の確保、ネーミングライツ、基金の設置、公共資産の有効活用についても積極的に検討します。

そこで(主な歳入に係る前提条件として)、アの「市税」から始まってケの「市債」を入れております。また(歳出全般及び刑事陽的経費に係る前提条件としては)、アの「景気変動」による考え方からタの「繰出金」までの考え方を入れております。

(2) 特定財源の積極的な確保を考えていかなければいけないし、(3) 社会資本の老朽化については、78万平米の57%が老朽化して、箱物だけでも20年間で1,435億円の建て替え費用を要する。これに下水、橋梁を含めると1,600から1,700億円かかる。これらの長寿命化を図るとともに、公民連携が不可欠である。そのためには(4)の今年から実施した公民連携事業化提案制度の積極的な活用ということで、ちなみに市民、企業、N

PO等から46の提案がされております。

57 ページ、(5) 大規模プロジェクト事業の取り扱いでは、現在進行中の大規模プロジェクト事業の事業費を中長期歳出見込額に算入することは、不確定要素が多く、事業費については毎年度の予算編成過程で精査され決定されるものであり、中長期財政計画において事業費を保障するものではないので、事業の進捗状況などから優先順位をつけて、年度ごとの歳出全体額と歳入額を考慮しながら、事業費の先送りや縮減を行った上で財源構成も含め中長期財政計画にも反映することとします。

58 ページ、3 中長期財政計画と短期財政計画の関係は、中長期財政計画の方針に従って、短期財政計画を実施計画に示していく中で、毎年の社会情勢、経済情勢の変動による影響は、年度単位で調整し、実施計画の見直しにあわせて短期財政計画に反映する。不足する財源については、事業仕分け、事業再構築、事業の見直し、先送りなどで対応することを考えております。

4 新総合計画基本計画に基づく政策仕分けによる実施事業の選定について、(1) では総合計画基本計画の戦略目標及びそれに基づく政策を実現する実施計画について設定していくわけです。(2) では政策仕分けというものを考えております。これは実施計画と中長期財政計画及び短期財政計画の整合性と関連性を明確にするために、政策から実施計画の移行に当たっては、戦略性をもって「選択と集中」を図るための政策仕分けを行うというものです。(3) 政策仕分けの視点としては、行政経営資源の有効配分、基本計画を具体化する優先度、政策の波及効果、新しい公共と地域分権、公民連携、ふじさわ未来課題により市民ニーズが高く、新総合計画の実現に先導的な役割を持つ事業があります。例えば毎年度経常的に実施している事業や、法に基づいて義務的に実施していくようなものについては、総合計画事業として位置づけないということで整理をしていきたいと考えております。今までは一次経費と二次経費に総合計画事業費が分かれておりましたが、二次経費の中にきちんと新総合計画事業の地域分と全市分を位置づける。そして総合計画で行う事業ではないが、必要なその他の政策経費というもので整合性を図っていくというふうに思っておりまして、今後、実施計画候補として予算を伴わない広域連携とか将来を見据えて対応していくべき事業、全市で検討してほしい地域まちづくり、新しい公共による視点の事業が考えられます。

そこで今日差し込みの資料は、速報値ですので、中長期財政計画の第1次素案とご理解いただきたいと思います。(資料参照)この資料の見方として、平成23年度から28年度については、中長期財政計画の歳入歳出の考

え方に基づいて推計したもので、29年度以降については推計するのが難しい部分もありますので、28年度並みの歳入としております。平成23年度の歳入見込ですが、市税が事業費全体で690億、その他というのは使用料、手数料で127億、その中で自由に使えるお金が一般財源として示しております。自主財源824億のうち自由に使える金が732億。一方、依存財源では地方譲与税、県支出金その他で、依存財源の計は389億、合計1,214億となります。そのうち一般財源として自由に使えるお金が826億となります。それに対して歳出見込みでは、人件費は将来の定年延長も視野に入れている。扶助費、公債費、その他（維持費、補修費、補助金等）を入れると経常経費の合計が818億円、そうすると、政策的経費投入可能財源は約396億円、この金額を総合計画事業費とその他の政策的経費に振り分けるということです。平成24年度の市税が若干上向いているのは、武田薬品研究所がオープンして固定資産税等が入ってくる。湘南C-Xの産業、商業立地が進んでくることが予測されるのですが、22年度と比較しても50億減っているという大変厳しい状況が出ております。最終の34年度の歳出の事業費241億円ということで、23年度と比較しても150億円ぐらい政策的経費投入可能額が減ってくる。一般財源では50億程度減るという中で、政策的経費投入可能財源を見ながら、新しい公共という視点と公民連携というものを入れながら、全体の事業と実施計画と精査していくかは、大変厳しい中で整理していかなければならないということでございます。

次に、市域全体のまちづくり計画（案）の主な修正点ですが、全体の構成を見やすくしました。（資料4参照）1ページでは「目標の背景・方向性」について四角の枠の中に入れて、その下に「成果指標」①、②のそれぞれの文言を入れて、現状値ではアンケート結果を踏まえて①の新しい公共が浸透している割合は38%、②市民活動に参加したい人の割合も38%ですが、今後、8月末から9月にかけて現状値、めざそう値を入れ込んでいく。以下、同様に現状値というものが定量分析、市民アンケート調査、めざそう値調査結果に基づいて戦略目標24に対して成果指標に対する現状値が入ってくるというふうにご覧いただきたいと思っております。

次に、地域まちづくり計画（案）ですが、前回、やはり構成等で意見がありました。（資料5参照）3ページは片瀬地区ですが、「地域まちづくりのテーマ」をわかりやすく入れて、都市ビジョン、目指す方向性、考え方、そしてふじさわ未来課題、そこから導き出された地域まちづくり目標、成果指標の①地域活動に参加したことがある人の割合ですが、これは片瀬地区から取った現状値調査では7%だった。これをどうめざそう値の目標にしていくかです。以下、13地区ごとにこのように修正して、成果指標すべ

てに現状値が入ったということです。これは事前に配布しておりますので、説明は省略させていただきます。以上です。

曽根会長 ただいまの事務局の説明に対してご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

塚本委員 カラーの追加資料の「めざす方向性」の文言が微妙に違う。例えば 10 ページでは、2 の明日の藤沢を担う「藤沢の子どもたち」を育む「環境づくり」は、「環境」だけになっているし、3 の地域力、市民力による安全で安心して暮らせる「まち」が「藤沢づくり」となっている。これは単に趣旨を表すという意味合いなのか。どうせなら統一した方がいいのではないか。

事務局 これは 10 ページの 9 つの「めざす方向性」が正しいので、修正させていただきます。

佐賀委員 中長期財政計画の中で、人件費の部分では人口の推移をどう見ているのか。定年延長が見込まれるということなので、その辺との関係を聞かせていただきたい。

事務局 人件費に関しては人事担当がシミュレーションをした結果でありまして、定数に関しては現行定数のままでのシミュレーションになっています。定年延長に関してはまだ制度自体ははっきりしておりませんので、現状見込める範囲で見込み値を加算してシミュレーションしておりますので、もう少し実態が見えてまいりますと、数字自体は動く可能性があります、今現在の拠り所の数字としては、今回の数字を使っております。

佐賀委員 現状の定員の中での試算ということだが、定員を減らす考えはあるのか、ないのかというのもあると思うので、今後、定数を変えないで歳出が増えていく、政策的経費も厳しくなる中で、人件費だけが増えている。その辺は今後の財政計画を立てていく上で、試算であるとしても数字として出てくる点を聞かせていただきたい。

新井委員 通常、こういう人件費の見方については、1 つには伸び率の中で定期昇給と人事院勧告の部分は過去何年間の平均値で見ている。それから退職数については、定年退職は人件費の中で年次的にわかるが、問題は普通退職と自己都合退職者の退職金の見方というのは、これも過去の平均値を使っておりますので、基礎数値の中に含まれているのは定昇、人事院勧告、定年退職の今後の推移と普通退職の平均値を中心に見ていく。定数については限定数でやっているという話をいたしました。今の藤沢市の退職者不補充は継続していきたい。特に今は現業職場が中心ですけれども、基本的な退職者不補充方針については、今後も継続をするということが前提となります。

- 田中委員 53 ページの上から 4 行目に「協賛の確保」とか「ネーミングライツ」、「基金の設置」はどういうことを意味しているのか。今までもこれらはやっていたのか、新しくやろうとしているのか、お聞かせていただきたい。
- 事務局 公共の財源だけではなくて、今年度からネーミングライツとかまちづくり基金の設置をスタートしていき、一部協賛の確保というものもやっていく。そして新総合計画のスタートを踏まえて公共資産の有効活用、土地と建物の有効活用をどうしようかという全庁的な洗い出しも始まりましたので、今回の総合計画ではこういうものをきちんと推進して対応を図っていくという考えです。
- 田中委員 文言の説明ではなくて、どういう人を対象にして、どういう状況の中でやっていくのかが知りたい。
- 新井委員 ここでは中長期財政計画の財源確保の関係を記載しているのではないかと思います。具体的に「協賛の確保」というのは、端的には冠事業とご理解いただきたい。例えば市民まつりは今までは税金で開催しておりましたが、例えば特定企業のコカコーラがその事業に対してご支援をいただけるということでしたら、今までは「藤沢市民まつり」になっていたものを、「コカコーラ藤沢市民まつり」という形の協賛事業を拡大していく、いわゆる税が減少する中で、さまざまな歳入を確保する方法を考えるということです。また、「ネーミングライツ」については、現在も進めておりますけれども、端的に言えば公共施設全部と思っていただいてもよろしいかと思います。例えば公の施設のほかに道路、橋、公衆便所等々公共の資産についてはすべてネーミングライツの対象にしているのですが、ただ、「基金の設置」というのは、通常の財源確保のための基金の設置というよりは、今ある基金、例えば「愛の輪福祉基金」、「みどり基金」とか、市民の方々が特定目的のためにご寄附していただいたものを有効活用していきましようというような形で言っているとご理解いただけたらと思います。そしてそういうことの中で公共の資産を有効活用していく。従来の活用方法以外にほかの活用方法も考えながら、特定財源を確保していきたいということでご理解いただきたいと思います。
- 曾根会長 公衆便所にネーミングライツをつけるというのも、TOTOとかイナックスあたりがつけるというのはあるかもしれないけれどもどうなのか。
- 新井委員 現に他市町村では、藤沢より少し立派ですけれども、その企業の名前を使った形でやっているところがあります。
- 塚本委員 きょう、一覧表での中長期財政計画が示されたけれども、「政策的経費投入可能財源」が毎年度どのくらいあるのかは、これを見ればわかるわけですけれども、市民にとって財政的に何が必要かということは、今、市民

主体のまちづくりが進む中で、13 地区のまちづくり計画もつくって、これから現状値の調査に基づいためざそう値がつくられて、そのめざそう値を推進していくためには幾らお金がかかるという中で、推進していこうという事業は、「政策的経費投入可能財源」で賄えるのかどうか、市民にわかるかどうかが大それたことだと思う。どうしても行政的視点での資料であるという感じがする。市民側から見たら、毎年度どのくらい使えるのかがわかる形にしていく必要があると思うけれども、その辺はどうなのか。

新井委員

先ほど事業費ベースでご説明しましたけれども、事業費ベースではなくて、一般財源ベースで見ていただいて、その年度に投入できる歳入から経常的に支出しなければならない義務的経費、その他の経常的な経費を除いた部分が総合計画に投入できる経費で、税金をどの程度つぎ込めるかということですので、23 年度の計画で申し上げますと、258 億 900 万円が投入できる数値で、それで賄えるかということですが、総合計画は財政に裏づけられた計画でなければ絵に描いた餅になってしまうわけです。今の総合計画基本計画、実施計画の 10 年間の財政計画とあわせた形で事業をはめ込んでいくのが 1 つの作業になろうかと思えます。同時に、財源には限度がありますから、今の考え方でいけば、新しい公共の考え方に基づいてその事業は市民の方々が担うのか、公が担うのか、企業が担うのかという形の振り分けが総合計画の中で、きょうの資料にはお示ししておりませんが、その事業の担い手というのが出てくる。今まで公が 100 担っていたものが 30 か、40 で済む場合もある。そういうさまざまな手法を駆使しながら賄えるか、賄えないかということをして 10 年間の計画と新しい公共の担い手の中でどう選択していくか。総合計画事業については基本的には財政の裏づけを持った計画にしていく。問題は総合計画事業はどんなものなのかということになるわけです。そうすると、今の総合計画事業の中には、例えば電子計算機の維持管理費が出ているけれども、それは総合計画事業から外さなければいけない事業ではないかという作業があろうかと思えます。それから今の一般経常経費の中でも総合計画に載っていない事業、例えば平和の問題とか男女共同参画社会の実現の問題とか、これらを政策的に総合計画事業として取り組んでいく。これらについては今の一般行政経費、政策経費に持ってこなければいけないというような作業もする中で、財政計画とあわせていきたいというのが今の計画です。

塚本委員

今のご説明は、とりあえず基本計画では大枠でやって、実施計画をこれから策定する中で、その前段階として政策的仕分けをやると、そこで総合計画に含めるもの、含まないものにと事業を分ける。そういう作業を経て総合計画に含まれる事業が何なのかが羅列される。そうすると、その事業

にかかる費用が個別に出てくるので、基本的にはその事業を毎年度やれるだけの裏づけはあるということです。先ほど私が言ったのは、市民が主体的にまちづくりをやろうと思っても財源がないからできないという形でやる気がそがれたり、市民の参加意欲が失われることがあってはいけないと思うので、それは今後の実施計画を策定した上で明らかになっていくと思うけれども、財政と計画との整合性がどうなっているかを市民にわかりやすく示す必要はあると思います。

新井委員

各地域で基本計画に対する全体集會が開かれ、自分たちが地域のまちづくり計画を策定したわけですが、それらについてどこまで実現できるのか、どこまで予算の裏づけがあるのかというような話がありました。地域のまちづくり計画、全市のまちづくり計画についても基本的には財政に裏づけられた計画にしなければならない。また、実施計画ができた段階で地域に投げかけていく全体集會がありますので、その席で具体的な財政計画についてご理解いただく部分もあろうかと思ひます。23年度に集中した場合、投資財源が 258 億 900 万円しかないわけですから、それについては年次計画の中で項目として挙げても、実現は年次にずらす場合もあろうかと思ひます。また、上がってきた事業が公が担当する分野なのかということの検証をさせていただく。そういう中で地域の方々には財政計画をお示し、説明する中で、ご理解をいただいでいく必要があろうかと思ひます。

曾根会長

今までやってきたことは、どちらかというところ、これから新しくやりましようという提言とか未来課題が多かったわけですが、それをやるということは、既にあるものを削減するとか、廃止するということの裏表ではないと、一方的に財政は増えるわけですが、やめてもいいこと、あるいは削減すべきこと、修正すべきことが見えないという感じがするけれども、そこはどんなのか。

事務局

おっしゃるとおり、現在、490 ぐらいの総合計画事業があつて、昨年からは2年かけて新総合計画をつくっていくということで、去年から事業仕分けという制度を導入しまして、今年も44の事業仕分けをしました。その事業仕分けの結果を踏まえて、事業再構築という視点に立って不要なものは不要、あるいはそれに隠れている他の事業、例えば福祉の問題でもバスの問題、医療費の助成等抱えている問題を1つに統合して、スクラップ・アンド・ビルドをして経費を削減し、より今のニーズに合わせるようにしてきているものもあります。もう1つは、昨年の予算編成も今年の予算編成でも全事業再構築という観点に立って、500近くある事業を一からもう一度効果、目的、時代のニーズ、事業手法、ストック、コスト、行政評価の視点から効果指標、アウトカムがどうなっているのかということも

含めて既存の事業の見直しをしているところです。そういう中で既存のものでも圧縮したり、削減したり、スクラップ・アンド・ビルドしたりするものを2年間の中でやってきております。

もう一方では行政改革をやっていますので、第3次行革などを通じて人件費の問題とか、ほかの問題にも手を入れております。そういう中で既存事業のスクラップ・アンド・ビルドは、ある程度目途が立ちつつある。その中でもう1つ入れ込んだのは、公共施設の老朽化の問題が出てきましたので、これについては公民連携提案制度をつくって、敷地に単一目的でつくるのではなくて、民間からの資金を導入して一般財源をいかに減らして、その他財源を入れていくかという手法に切り替える中で、既存の抱えている公共事業の整理をしつつあるということです。

塚本委員

会長が言われたことはそのとおりだと思ひまして、できれば、この審議会ですらそういう事業の取捨選択が明らかになるべきだと思うんです。スケジュール的にいくと、今は基本計画の段階です。基本計画の策定が終わったら次に実施計画に行く。実施計画で具体的な事業名が出てくるわけです。それが400から500の間ぐらいになるのでしょうか。そうすると、縦に事業別にすべての事業を網羅して、横に年度別の予算の額を入れて一覧表にして年度ごとの事業を実施するための歳出額が、例えば23年度であれば250億よりも幾らか下回っているという状況が明らかになっていけば、それを見れば総合計画の事業が財政計画と整合し、なおかつオーケーだというのが明らかになってくると思うので、そういう指標の作成と定数というのはあつてしかるべきだと思う。

事務局

今回の総計審では基本構想、基本計画で終わりではなくて、次の実施計画と中長期財政計画、短期財政計画も含めて当然整理をしないと事業が見えてこないし、財政問題と事業との連携がわかりませんので、整理してご意見を伺う場を設けたいと思っております。

田中委員

今の議論にもう一步踏み込んで質問させていただくと、先ほど「政策的経費投入可能額」が平成23年度258億900万という説明でしたが、この中に総合計画の事業費と、これに入らない政策経費又は現在の政策経費が幾らあるのか。先ほどお話されていたような、どうしてもやらなければいけない過去から引き継いでいる経費、ゼロベースでやっていきますと言っているけれども、現状でどの程度の額があるのかをお聞かせいただきたい。

事務局

平成22年度の二次経費を政策的経費という分類ですけれども、事業費に関しては23年度推計と概ね同じ390億程度、一般財源に関しては、概ね300億程度が現状の政策的経費に振り向けられています。

田中委員

新しく総合計画の実施計画をやるわけですが、従来の計画と全く違うと

いうことは、過去のものは全部見直して、全く新しい経費にすると、現在300億でやっているのを、いきなり250億というのはどういう手法でやっていくのか。

新井委員

今の総合計画事業費いわゆる二次経費の中には、先ほど申し上げたように、電算の維持管理費とか施設修繕費などが総合計画事業費に含まれていました。しかし、それらは政策経費としては残しておきますけれども、総合計画事業費からは外させていただく。と同時に、プラス要素として今までの経常経費の中から総合計画事業に持ってくる部分を追加する。そういう中で本来、総合計画に合わせた事業計画と整合性を取っていききたい。ですから、今の経費区分の変更等を含めた中で、総合計画の事業に充当できる財政経過にあわせた計画にしていきたいと考えております。問題は、財政的には政策経費を残しておかざるを得ない部分もありまして、それは経常収支比率の大幅な変動が出てくる可能性がありますので、財政の健全性を堅持していくために、経費の区分については、総合計画事業費から外れるもの等についても政策経費として残しておく場合があるというふうにご理解いただきたいと思います。

佐野委員

中長期財政計画もいつの時点かには市民にオープンにすると思うけれども、今回のいろいろな考え方、総合計画の中で行政改革の姿を見せる必要があるのではないかと。歳入が大幅に減る中で人件費が増えていくと、これは納得性という意味で相当厳しく説明しないと、一般市民は行政の一部を市民が肩代わりするんだという考え方の方もいると思う。そうすると、普通、経営では歳入が減れば人件費は増えないというのが常識的な考え方なので、もしこれを提示するのであれば、その辺に対するしっかりとした考え方を持っていないと、市民から納得性というもので疑問が出るのではないかと思います。

新井委員

今のご指摘は当然のことだと思います。財政環境が大変厳しい状況の中で、身内の部分に力を注いでいくことについてはご理解をいただけないと思います。こういう財政状況の中で、従来どおりの行政改革については徹底的に取り組んでまいります。その中で、今まで定数の関係については退職者不補充の方針のもとに総定数の削減に努めてきたわけです。今現在、160人の減を目指しておりますけれども、これについても達成できそうだという、それを新たな目標数値を設定する中で今後の事務事業の再構築、またはアウトソーシング等々を含めて、また公民連携提案制度によって官が担う部分の担い手の変更が出てこようかと思います。そういう中でトータル的に公民連携提案制度については、当然定数にも影響してくるので、さまざまな手法を駆使する中で総人件費の縮減等については取り

組んでまいりたいと考えております。

曾根会長

人事院勧告は民間企業に依存した勧告であって、本来は税収に依存した勧告でなければいけない。それが民間の非常に経営効率のいいところ参考にして勧告は意味がないと個人的には思っているけれども、これを言うと人事院勧告制度、公務員制度が引っくり返ってしまうので、これ以上申し上げませんが、本来、税収に見合った勧告が出てこなければおかしいわけです。

ほかにありませんか。これはまだ続く議論だと思いますので、引き続き詰めていく必要があると思います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長

次に、議題（３）基本計画策定等における主要項目の検討について、アのパブリックコメントの実施結果について、事務局から説明してください。

事務局

（資料６参照）

パブリックコメントを８月１０日から８月３０日まで行い、提出人数１０名、項目が２５件ありました。その２３項目の主な意見ですが、地域の組織に関するご提案、ご意見が３件、基本計画の構成や文言、わかりやすさについての意見が３件、総合計画の中の政策について、特に多かったのは総合ミュージアム計画が５件、基本構想、地域分権、新しい公共について、どちらかという基本構想に絡む部分のご意見が３件、情報提供をもっとしてほしいという意見が２件、成果指標はいろいろなものをつくったらどうかというご意見が１件、その他いろいろございました。したがって、事務局の提案ですが、昨日までのものをまとめて速報値で出したので、この後予定されております総合計画起草部会で、今まで進めてきた総計審の考え方も含めて整理し、その結果を総計審にご報告したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

曾根会長

続いて、イの討論型世論調査「藤沢の選択、１日討論」の実施結果について、説明をお願いします。

事務局

（資料７参照）

８月２８日開催の「藤沢の選択、１日討論」の速報値の重要部分だけをご説明いたします。まず無作為抽出３,０００人に対して事前アンケートを郵送して１,０６２通（３５.１％）の回収があり、その中から参加申込者約２００名がありました。当日参加者は１６１名（男性８４名、女性７７名）でした。

討論テーマは、午前が「藤沢の選択」で、テーマ１が「高齢化と市民の選択」、テーマ２が「公共施設老朽化と市民の選択」。午後は「藤沢における新しい公共と地域内分権」で、テーマ１が「藤沢における新しい公共」

とテーマ2の「藤沢における地域内分権」について討論をしていただきました。

3ページは、世論調査のために抽出した3,022サンプルの35.1%の回答の内訳は、20代13.7%、30代20%、40代18.7%等々で、概ね藤沢の年齢構成に近い形となっています。当日の参加者161名のうち20代7.5%、30代14.3%、40代16.3%、50代17.1%で、60代が多く、20代、30代が若干少ないが、それなりの参加者構成になっています。そして参加者も各地区満遍なく得ております。

5ページのアンケート結果（速報値）ですが、午前の部の高齢化について、特に「ひとり暮らし高齢者の支援は誰が中心に行っていくべきか」では、討論前と討論後の状況をグラフであらわしたのですが、「行政が中心的な役割を果たすべき」という人が討論前は55.9%だったのが11.2ポイント減少したわけです。そして「地域や市民が中心的な役割を果たすべき」というのが15.5%から14.3%増加しています。これからは地域や市民が中心的な役割を果たすべきという意識が大きく動いております。

2番目の「公共施設の老朽化への対応方針は誰が中心になって議論すべきか」については、行政が中心となって案をつくるべきが、当初は36.6%だったものが8.1ポイント減少して28.5%。市民が中心となって案をつくるべきが10ポイント増加して47.3%。この中には地域市民の家、公民館等の身近な施設もあり、公共マネジメント白書による議論の中での結果ではないかと思っています。

また、「藤沢市役所はどういう役割を担うべきか」については、満遍なくサービスを提供すべきというのが、討論後は11.8ポイント減少し18.6%になっております。また、「取捨選択を行い、機能を絞り込むべき」という人が13.1%増加して64%になっています。要するに行政も含めて多様な主体によるサービスの維持や暮らしやすきの向上を考えた新しい公共という概念が議論されてきたのではないかと思います。

次の「地域の課題解決のために、どのような活動や負担をしてもよいと思うか」ということに対して、「寄付したくない」という人が討論前は38.5%で、討論後は43.6%と5.1ポイント増。「寄附したい」という人が1.7%減少している。また、「活動時間や労力を提供したくない」という人が討論後は3.1%減少し、逆に活動時間や労力を提供したい人が討論後は5ポイント増の67.7%と、地域活動に積極的に労力を提供したいという思いが出てきています。

また、「経験・知識・人脈・ノウハウなどは提供したくない」が2.5ポイント減少し、逆に提供したいが3.8%増の72%となっています。また、

「地域の人々との付き合い・連携に参加したくない」が討論後は2.5ポイント減少し、逆に参加したいという人が4.4ポイント増の79%となっています。やはり地域の課題解決のためには人々との付き合い、連携を重要視してきている。

9ページは、「藤沢の選択、1日討論」を総合計画策定に活用すべきかでは、71%の人が活用することを評価する。それから事前資料を参加するまでにお読みになったかということでは、57%がすべて読んだ、全く読んでないが1%でした。

10ページは参加者の仕事では、会社員が26%、家事専門が14%、パート、アルバイト、学生もおります。通勤（通学）地域では、市内の方が32%、他市町村が25%、都内が23%です。以上です。

曾根会長

概略はただいまの説明のとおりですが、出てきた意見は総合計画審議会の議論の方向とそれほど違わないけれども、事実認識としてはかなり広報活動をしなればいけないかなと、もう少し工夫が必要かなという感じを受けました。

ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

原委員

皆さんが熱心に議論をされていて、すばらしいと傍聴していて思いましたが、これだけ基本計画が煮詰められてきている中で、高齢化とか公共施設のあり方などについて議論がされたわけですが、これを総合計画にどう生かしていくのか、改めてお聞かせください。

曾根会長

高齢化と施設の老朽化は一般的なトレンドとして総合計画策定の前提条件に入り込んでいるわけですから、高齢化の進行をどうするかよりも、そのトレンドを認めた上で、市は何ができるのか、市民はなにができるのか、新しい工夫が入るのか。特にひとり暮らし老人に対しては市が全部面倒を見ることは無理だから、どうするかという問題を投げかけているわけですから、ここでこういうことをやりなさいということを経済計画の中に書くということではないと思いますが、方向性はあるのではないかと。それがどういう形で、どういう具体策になるのかは、分権をしているそれぞれの地域がそれぞれのアイデアを出してくれることを期待しているという感じではあります。

原委員

市民の感じている方向性はおっしゃるとおりで、市がこういう方向に持っていかなければいけないのだろうと思う方向に近いアンケート結果になっているが、それはそれでいいけれども、これだけの手間隙をかけて、そして市民の参加と討論をやって、せつかくこれだけのものが煮詰められてきているので、具体的な中身を見て、議論をしていただいて、私たちが基本計画の中にもう少し具体的にしていかなければいけないのではないかと。

かとか、そういう場にしていけるとさらにいい討論会になるのではないかと。アンケート結果の中に 71%の方が総合計画の策定に活用することを評価すると回答されているわけですから、参加した方も自分たちが議論したことが、これからの藤沢づくりに生かされるのだという期待を持っていると思うので、もうそろそろ踏み込んだ中身で議論をしていくべきではないかという感想です。

曾根会長

後半部分の「新しい公共」と「地域経営会議」に関しては、DPに出てきたご意見は、私としても大変参考になりました。それを総合計画の中に生かせたらと思います。幾つかの先進事例はありますが、それを生かした上での新しい公共なり地域内分権である地域経営会議に生かせるのではないかと。その点に関してはタイミング的には遅くはないと、生かせる余地はまだあると考えております。それから午前中の「施設の老朽化」についてどうかという話と地域経営会議という制度ができたときに、地域経営会議でどこまでやるのかという話が出てくるだろうとは思っておりましたけれども、その2つはまだ結びついていないけれども、多分、結びつくだろうと思います。そうしますと、そのあたりの提言というのは総合計画審議会ではできるのではないかと。つまり老朽化したときに、誰がどう議論するのか、お金がないからどう工夫するかという話は実は地域の問題として議論する、そして1つの具体例とかアイデアへの利用の仕方があるのではないかと考えたわけです。

高齢化の問題、ひとり暮らしのお年寄りの問題は、具体的にこれであるという問いかけはしなかったんですが、皆さん、かなり気がついているところもあるので、一般的な経過としてこういう問題があるという程度にして、あとは皆さん、考えてくださいという方がいいかなという感じはしています。

塚本委員

討論の中でパネラーの方がおっしゃっていたけれども、今、地域内分権というテーマの中で、海老根市長が掲げている市民主体のまちづくり、地域経営会議のあり方、こういうところも大枠的な議論になったと思う。今の藤沢市のシステムというのは、地方自治の二元代表制は崩さないで、あくまでも市長が持っている執行権の一部を地域に移譲している段階であると。地域である程度移譲された予算等を含めて、地域からはいろいろな意見が上がってくるけれども、市長がそれを採用するならば採用して予算編成に反映させ、そして議会で議決をするという仕組みになっているわけです。ところが名古屋の事例を挙げられて、一部の予算編成も地域に委ねるということを考えていけば、それは予算編成を決める権限と義務を与えるということにおいては、地域経営会議の人たちは選挙で選ぶべきであ

ると、そういうことも方法としてはあるという議論があったと思うんです。そういう意味では、今後の藤沢市における市民主体のまちづくりをどういう方向に持っていくのかというのは、市長の政策的判断によるかもしれないが、藤沢の未来を審議する総合計画審議会においては、その1つの方向性というものは議論してもいいのではないかと、討論を聞いていて感じました。

曾根会長

穂坂さんは河村市長の初期の段階までは手伝っていたのですが、途中でバッテングして、今は離れていますので、余り名古屋については詳しくないということを補足しておきます。名古屋市がやっていることは、市長の思いつきが多く、そのために細かいことは詰まっておられません。あのとき予算編成権とおっしゃっていたが、予算編成権はないんです。ないのをあたかもあるように言うところには問題があるわけで、市長に提言するだけなんです。その点に関しては公選をしても実は藤沢と一緒になんです。その辺のところの解釈が、あの場でこれは違うということはいませんでしたけれども、本当に詰まっていない制度を無理やり進めているのが、今の名古屋で、藤沢市はあの二の舞はしたくない。ただし、方向性として、予算編成権がないとしても個所づけを地域でしてくれるということに関して、あの会が終わった後、穂坂さんに相談したら、個所づけをしてもらうために順位をつけてもらう。そうすると上位から順位があつて、今年は8番目まで執行できるというような議論で、それが非常に重要だと。ですから、単にやる、やらないだけではなくて、地域なり市民が優先順位をつけるという作業をすることが重要なんですというご指摘があつて、なるほどそういう使い方ができるのかと、個所づけというのは、一般的に要望が来たら、やる、やらないというふうに理解していたけれども、もう少し優先順位をつけてくれるような工夫をすると、皆さんが考え始める。単に自分の要望をぶつければいいというものではないということに気がつくのと、そういう使い方もあるのかと思いました。

加藤委員

私も見学をしましたが、グループ討論も全体会も市民の皆さんの切実な声、実直な意見が聞けてとても充実した時間でしたけれども、中身については、議事録を取られていると思うので、グループで出た市民の意見、全体会での質疑を広く市民に知っていただくことはできないのかなという点と、アンケートについては最初と最後にやっていて、中身が変わってきている。なぜアンケートの結果が変わるのか。その点の分析はどのようにされているのか。グループ討論の中で市民の意識が午前、午後とかなり変わってきているのを感じたが、日々、自分が感じていることがグループの中で多くの皆さんの意見を聞いて変わっていく、それから全体会での質疑

で変わっていくというのが感じられる。そういう意味では意識づけがアンケート結果に出ているような気がするけれども、その辺はどのような考えなのかということと、もう1つは、参加した何人かから電話やメールでいただいたご意見ですけれども、アンケートは書いたけれども、自分の言えなかった意見、また全体の感想、この中身がどう生かされるのか知りたいというようなことをいただきましたので、今後、参加された方に新たに意見をお聞きするとか、感想を聞くとか、結果についてのお知らせはどのようなになっているのかお聞かせください。

曾根会長

まずDPという手法について、当日、スタンフォードから来てくれた教授が藤沢についてコメントしているのでご紹介しますと、1つは、皆さんが熱心に参加していることを評価していて、さらに総合計画というものに利用するという事は、実はアメリカには総合計画はないのですが、今後、アメリカ、ヨーロッパを含めて地方自治体で進めたらいいと、それについてDPという手法を使ったらいいのではないかとということです。

もう1つ、DPという手法は、議論をすることはするが、そこ止まりのケースが多い。つまり政策決定にリンクしていることの具体例が少ないという批判がある。それに対して藤沢の例はその両者が結びついていると、これは評価すべきであると。これは世界に先駆けてというか、世界の中で具体例として成功した事例ではないかというコメントがありました。

それから資料の公開ですが、具体的にグループごとに議論している内容の議事録は取っていないが、録音はしているけれども、誰がどういう発言をしているということは公開しません。ただし、議論を詳細に分析するのは、手間隙かかる方法なんです、大学院生でそれを研究したいという人間がいたら、させますけれども、そうでないと、16グループが90分ずつ2度やっているわけですから、これの議論を全部分析するのは難しい。ただし、どこで議論が変わるのを見ることはとても重要で、一般的に過去にたくさん行われた事例の中で、小集団によるグループ討論がものすごく重要なんです。つまりそこでの自由な雰囲気のもとで、発言できる場を設定するということがDPの手法の1つですので、それによって話せるようになるというところを参加者も評価しているし、意見も変わる。全体討論というか、専門家に対する質疑よりもグループ討論の方がはるかに重要な要素であるということは、今までの研究結果でわかっているわけです。そこで決定的に意見が変わる要素は何なのかというのは、はっきりとはわかりません。人の意見を聞いてとか、自分で考えてとか、いろいろな要素から成り立っているものですから、決定的にこれが、あるいは誰かの意見によって変わったというところはわかりません。ただし、数字ではなくて、

定性的な調査はもう少しやれたらやろうと思っています。

ほかには、よろしいでしょうか。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長

次に、議題（４）地域づくり推進のための条例化に係る整理について、説明をお願いします。

事務局

前回、条例化についていろいろ議論がされて、なぜ条例化が必要なのか整理してほしいという意見がありましたので、整理をいたしました。（資料８参照）

答申に盛り込む必要性ですが、基本構想が単なる行政計画ではなくて、二代表制における議会と市長がその方向性について確認を行い、自治体の総意として位置づけられる過程が求められていると解釈できます。特に議決を経た基本構想は、新総合計画を地域市民やコミュニティと行政が協働で活用する地域経営や地域主体の藤沢づくりを推進するための計画として位置づける。そういう意味では現在策定中の基本計画は、広義では行政計画に位置づく計画であるが、基本構想で位置づけた地域分権や新しい公共、市民、地域と行政が協働・連携して地域分権型社会の実現を目指す理念や考え方、仕組みについて、広く市民に周知し定着させるためには、二代表制により自治体の総意としての方向性を示す必要がある。特に地域主体のまちづくりを推進するために条例化が必要である。特に、今回の基本構想から始まって基本計画、実施計画は地域まちづくりを進めるために、地域経営会議と市民センター・公民館、市民の意見を聞きながら案をつくるわけです。そしてつくったら終わりではない。その後、どうそれを毎年進捗管理していくのか、どう市民主体のまちづくりを推進していくのか、どう情報発信していくのかは基本計画の中で整理されているわけです。こういうことも含めると、地域主体のまちづくりを推進するためには検討が必要である。それから基本計画では地域づくりの進め方や仕組み、市民、地域と行政が協働・連携する新しい公共の理念に基づく役割等が示され、さらに、基本計画、実施計画策定後の見直し、進捗管理の進め方が示されている。

総合計画審議会においては、これまでの地域主体のまちづくりの推進に当たって、条例化の検討の過程も踏まえ地域づくりを進めるにあたり、その理念と仕組み、考え方について自治体総意の仕組みとして、条例化の必要性を答申することの是非について検討をお願いしたいということです。

もう１つは、新総合計画策定における地域経営会議の新たな位置づけですが、地域経営会議が先にできて、その後、新総合計画策定の三層構造の仕組みが１ヵ月遅れて出たわけです。新総合計画における地域経営会議の

新たな位置づけという問題も出てきた。新総合計画は三層構造の仕組みの一つとして地域経営会議も位置づけられてきた。その結果、今回の基本構想に基づいて地域まちづくり計画（案）までつくってきた。そしてこれを具現化する地区別実施計画をこの1年間の活動でやり遂げてきた。そうすると、今度は基本計画で地域づくりの進め方が位置づけられて、今後、基本計画、実施計画の進捗管理や地域主体のまちづくりをさらに推進すると同時に、地域市民との情報交流や意見交換というものも進めていく役割も明確にする必要がある。地域まちづくり計画、地域実施計画をさらに推進し、進捗管理もしていかなければならない。さらに追加して地域主体の市民や地域が自助・共助・公助による事業も追加できる仕組みになっている。また、基本構想及び基本計画で示された地域分権と新しい公共は、市民と地域と行政の協働・連携によらなければできない仕組みになっていて、その中で地域経営会議の役割も明らかにしていく必要がある。そして新しい公共の理念に基づき、市民が自助・共助・公助によって地域づくりに自発的に取り組む必要性を明らかにする必要がある。それが来年度から地域まちづくり計画と地区別まちづくり実施計画がスタートすることから早急に取り組む必要がある。

そういうことを踏まえて条例化の方向としては、新総合計画を審議する中で、地域経営会議と市民センター・公民館が協働して計画の評価・見直しや永続的な活動の展開を行うことを位置づけたいと考えています。また、新しい公共と地域分権の視点に立った地域主体のまちづくりを推進するためあたり、対象が市民主体のまちづくりや地域経営をしていくときの必要な計画と位置づけていますので、対象がさまざま、市民であったり、ボランティア団体であったり、NPO、大学、企業など、まちづくりの新たな担い手の範囲が広く、多岐にわたっていることから、検討すべき条例等は、共通の理念やそれぞれの役割、努力目標を示した理念条例等が必要ではないかというのが、新総合計画をつくってきた過程の中で明らかになる。

一方、別の課題として、藤沢市は昨年の6月議会に地域主体のまちづくり推進に当たって、地域経営会議を中心としたまちづくり、新総合計画に当たっての三層構造による取り組み、新しい公共の理念に基づく地域まちづくりのあり方や地域分権型社会の実現を目指した実践内容などを検証し、自治基本条例案の検討結果の検証を踏まえた上で、本市の独自性や地域性を前提とした新しい公共と地域分権の理念に基づく、地域主体のまちづくりを進めていくのにふさわしい条例のあり方についての検討をしていきたいと議会や市民に公表しております。総合計画審議会でも総合計画

を次のステップへ進めるためにも条例化の必要性について整理する時期ではないかということです。

曾根会長

今の説明に対してご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

方向としては大枠の条例のようなものをつくるという前回の話の延長ですけれども、そのつくり方、内容についてはこれから詰めるということですが、この線よろしいですか。

議題については以上ですが、その他何かありますか。

事務局

特にありません。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

曾根会長

4 その他について。

事務局

今回は9月21日(火)午後2時から、場所は市役所新館7階第7会議室において、市長へ答申をいただくことになっておりますので、よろしく
お願いいたします。

曾根会長

以上で、本日の審議会を終わります。

午後8時05分 閉会

各会議体の会議開催状況について

1 第13回地域経営戦略100人委員会

(1) 開催概要

ア 日時

2010年9月12日(日) 午後2時～午後4時30分

イ 場所

六会市民センター体育室

(2) 開催結果

ア 新総合計画基本計画案について

新総合計画基本計画(「私たちの政府」が創る、まちづくりの進め方)案について説明した。

イ めざそう値調査の実施結果について

めざそう値調査の実施結果及び基本計画の指標群について確認を行った。

ウ 実施計画の策定について

実施計画の策定スケジュール及び計画事業となるための要件、事業提案の方法等について説明した。

2 第14回わいわい・がやがや・わくわく会議

(1) 開催概要

ア 日時

2010年9月6日(月) 午後2時30分～午後4時30分

イ 場所

保健所3階大会議室

(2) 開催結果

基本構想の副読本企画案の中間発表を行なった。

3 市議会議員全員協議会

(1) 開催概要

ア 日時

2010年9月7日（火） 午後2時30分～午後3時57分

イ 場所

市議会議場

(2) 開催結果

議事概要のとおり

4 総合計画審議会基本計画起草部会（電子メール開催）

(1) 開催概要

ア 日程

2010年9月14日～16日

イ 開催方法

電子メールによる。

(2) 開催結果

ア 藤沢市新総合計画基本計画答申（案）について

藤沢市新総合計画基本計画答申（案）について取りまとめを行った。

イ パブリックコメントの実施結果について

パブリックコメントの実施結果の取りまとめを行った。

藤沢市議会議員全員協議会議事概要

日時 2010年(平成22年)9月7日 午後2時30分～午後3時57分

場所 市議会議場

議事

*** 説 明 ***

市長 新総合計画基本構想の基づく基本計画の検討状況について報告する。8月には現状値調査、現在ほめぞう値、役割の担い手の調査を進めている。共通部分には基本構想からの理念の継承、財政計画、進捗管理等を定め、市域及び地域の計画を進めていくものである。

討論型世論調査については、高齢化、公共施設の老朽化への対応の選択と新しい公共、地域分権をテーマに8月28日に開催したものである。その結果から、新しい公共、地域主体のまちづくり等の対応の方向性について、市民目線と一致していることを確認したが、地域経営会議の認知度の向上が課題であることが明確になった。今後、広報活動を進めていくとともに、課題の共有を図っていきたい。

経営企画部 資料1から参考資料までの内容を説明

- ・資料1 新総合計画の取組について
- ・資料2 新総合計画基本計画案
- ・資料3 市域全体のまちづくり計画案
- ・資料4 地域まちづくり計画案
- ・資料5 「藤沢の選択、1日討論」調査結果速報
- ・参考資料 市域全体で取り組むべき課題

*** 質 疑 ***

議員 何点か質問したい。①条例制定について、来年の2月に向けて検討状況はどのようになっているのか。スケジュールを示してほしい。②地区集会があったが、集会で確認された事項が実施計画で矛盾することがあるのか。③参考資料について、選考基準があれば教えてほしい。

経営企画部 ①審議会における条例の検討状況としては、地域主体のまちづくりのための仕組みを明らかにすること、新総合計画の実行に当たっての運用の仕組みを明らかにすること、実践を永続的に担保することを条例化の目的とし、行政で内容を検討すべきではないかという観点での検討を進めているところで

ある。自治基本条例の検討経過、新総合計画の検討プロセスを踏まえながら、市長の判断に基づいて進めることとなる。

市民自治部 ②地域まちづくりに当たっては、市民の意見、100人委員会での議論、地域経営会議での議論等のプロセスを踏まえて進めていくものと考えている。一般論で言えば、13地区での地区集会での議論は、総合計画での修正等により反映されるものである。

経営企画部 ③市域、地域の基準であるが、地域での検討の中で、従来より本庁組織で執行しているインフラ、国県要望等から地域課題まで多様である。選考はしていない。庁内各部門で取扱の検討を行っている。

議員 ①委託料の内訳について提示して欲しい。②議会へのスケジュールについて説明してほしい。③地区集会での意見の取捨選択は地域経営会議において決定されるのか、どこのタイミングで決定されるのかを示してほしい。④地域で市域への課題対応の依頼は、どのように対応するのか。

経営企画部 ①明細の最終的な経費については、年度末に報告できるものと考えている。②答申に盛り込まれたと仮定すれば、市長の判断に基づき議員全員協議会での意見を聴取しながら、議案として上程していくこととなる。

市民自治部 ③今後、実施計画の策定に当たっては、再度地区集会を開催する予定であるが、その中で当然意見を踏まえて検討していくこととなる。ただし、実施計画については、3年分であるため、財政計画との整合という観点もある。このあたりも踏まえる必要がある。

経営企画部 地域経営会議から市域で扱ってほしいということで提出されたものであるが、地域での身近な問題については地域で対応をしていくことも考えている。

経営企画部 ふじさわ未来課題の実現という共通のテーマで基本計画を検討する中で、市域として本庁に検討を預けられたものである。実施計画の中で相互に協調しながら進めていくことが必要である。

議員 ①予算で構わないので、総合計画関係費について明細を提出してほしい。②善行の土地問題については、様々な議論があったが、例えばどのような考え方か。

経営企画部 後ほど提出したい。

市民自治部 地域で示される地域まちづくり計画案については、計画期間がある。善行の土地については、市としてコミュニティ事業用地と金子の森、保存樹林、生産緑地と都市計画決定をしている公園機能を含めた検討をしている。地区においては里山としての一体化整備という観点で、地区の要望に応じて対応をしていきたい。

議員 ①善行の土地問題については、地区集会では意見が出ただけで決定権はないのか。地域経営会議に決定権があるとしたら、責任はどうなるか。様々な

- 意見があった中で、決定にこぎつける権限と責任が地域経営会議にあるのか。
- 市民自治部 ①様々な意見を踏まえて、地域経営会議と市民センター・公民館で議論をし、計画決定をしていくという形になる。
- 議員 ①討論型世論調査では、地区の課題ということではなく、藤沢の公民連携のまちづくりのために協力したいという多くの回答が寄せられている。地域経営会議では、出席しなくなっている委員が多い地区や良好に運営されている地区などの差異が生じている。実際に地区の声を聞いて、地域経営会議の役割を明確にしていくことが必要ではないか。地域経営会議が声を聞き、まとめていく、決定するものではないということを示して行ってほしい。②財政計画について、今後個人市民税も減少していくのではないかと考えるが、市税収入の減少についての考え方について聞かせてほしい。
- 市民自治部 ①地域経営会議は昨年の10月に発足して、もうすぐ1年になるが、地域計画の策定にご尽力いただいている。現在は市民センター長・公民館長と理事者との意見交換を行っているが、今後は地域経営会議委員との交流も図っていきたいと考えている。
- 財務部 ②生産年齢人口の減少による市税収入の減少については、当面の本市の人口構成からすれば影響はあまりないと考えている。しかし長期的な視点では、少子高齢化による影響は明らかであると考えている。そのため、緩やかな減少傾向にあると考えている。
- 議員 ①鵜沼歴史資料館の活動が手弁当で行われているが、地域の子どもたちとの活動も積極的に行われている。しかしながら、現状値については非常に低くなっている。よい活動が知られていないのではないかと考える。鵜沼地区の地域経営会議においても鵜沼らしさの議題となっていた。更にこの地域文化を進めていくための市域での考えはあるか。
- 経営企画部 ①地域での活動については熟知しているつもりであるが、地域で推進するための目標を設定し、それを市域、行政で支援していくことを想定している。地域の特色を活かした実施計画へと発展していきたい。
- 議員 今後とも側面支援をお願いしたい。
- 議員 ①中長期財政計画について、市税については、武田薬品新研究所、湘南 C-X での増収を見込んでいるようだが、どの程度の見積であるか。②大型プロジェクト事業の取扱について、長い時間と多額の経費を要する事業であるが、何が位置づけられているのか資料を提出してほしい。事業の縮減等の対応についても具体的に示してほしい。③政策仕分けについて、財政計画の中長期から短期への整合性を図るとあるが、計画事業と財政計画が明らかになる中で、政策仕分けの中で地域の事業が選択されていくものになるのかお聞かせいただきたい。

財務部 ①武田薬品新研究所については、平成23年4月開所として24年度に、約28億円を見込んでいる。25年度からは約20億円程度を見込んでいる。湘南C-Xについては、建築計画に基づき推計している。A-1街区の商業施設については24年度からの税収を見込んでいる。全体で24年度は約3.3億、25年度以降は約5億程度を想定している。

経営企画部 ②大規模プロジェクトについては、実施計画において計画事業として明らかにしていきたいと考えている。③政策仕分けについては、行政事業に関してスクラップアンドビルドを前提に計画事業を検討していく。その中で役割の担い手についても、国、県、公民連携等の多様な主体を前提に検討していきたい。また、経常的経費と政策的経費との再整理を行いながら進めていく。地区別まちづくり実施計画については、政策仕分けを適用せず整理していきたいと考えている。

議員 ①武田薬品の固定資産税について確認したい。②財政計画の中で政策的経費投入可能財源は逡減していく。藤沢駅前、中心市街地、村岡新駅、新産業の森といった大規模プロジェクト自体の仕分けを行っていかねば事業選択ができないのではないか。早期に示してほしいが、いつ頃判明するのか。

財務部 ①24～27年度については2分の1で積算している。

経営企画部 ②12月の議員全員協議会で中間報告をさせていただきたい。1月には実施計画としてお示しできるものと考えている。

*** 閉 会 ***

パブリックコメントの公表について

1 計画等の案の名称

「藤沢市新総合計画 基本計画の考え方」について（資料として，基本計画の概要，基本計画骨子案，市域まちづくり計画（案），地域まちづくり計画（案），また参考資料として，新総合計画基本構想を添付）

2 意見の募集期間

2010年（平成22年）8月10日（火）から2010年（平成22年）8月30日（月）まで

3 意見提案の対象者

市内在住・在勤・在学の方，市内に事業所等を有する方，その他利害関係のある方

4 意見の提出方法

任意の用紙により，郵送，ファクス，藤沢市ホームページの意見提出フォームのいずれかにて提出

5 意見提出の状況

- | | |
|--------------|--------|
| (1) 提出人数 | 10名 |
| (2) 項目数 | 25件 |
| (3) 意見提案の内容等 | 別紙のとおり |

6 意見提案等の分類結果 別紙のとおり

7 公表スケジュールと結果報告の配布

- | | |
|--------------|--|
| (1) 公表に関する周知 | 広報ふじさわ 10月10日号に掲載 |
| (2) 配布期間 | 10月12日（火）から11月11日（木） |
| (3) 配布場所 | 経営企画課，市役所受付案内，市政情報コーナー，各市民センター・公民館
※市のホームページの「パブリックコメント」においても公表 |
| (4) 結果報告の内容 | 別紙のとおり（分類欄及び分類結果を除く部分） |

No.	区分	件名	内容	回答(事務局案)	分類
1	意見	新総合計画パブリックコメント提出	①委員の選定・任命が不明瞭、②委員の任期が不明確、年齢が高齢である。	今回の計画内容に直接係るご意見ではないためお答えできません。	1. パブリックコメント対象外の意見
2	意見	「藤沢市新総合計画基本計画についての感想・意見」第一に	計画策定には十分な時間をかけ、最も重要な市民の検討には、時間を割かず作成者の都合優先のやり方、何故・誰のためにそんなに急がなければならないのか疑問である。	社会経済情勢の急激な変化に対応する計画として、迅速な策定を進めております。基本計画の考え方に対する意見提案募集ということで概要を別にお示ししておりますので、ご理解ください。	2. 計画策定のスケジュールに関する意見
3	意見	「藤沢市新総合計画基本計画についての感想・意見」基本構想	「私たちの政府」の概念、仕組み、地域経営会議の委員選考、地域との関係等について、まったく周知、理解が進められていない。	基本構想の理念等については、概要版を作成し全戸配布いたしました。今後副読本により、分かりやすく、親しみやすい説明等を進めてまいります。また、地域経営会議についても、その役割や活動等	3. 情報提供に関する意見
4	意見	「藤沢市新総合計画基本計画についての感想・意見」基本構想	「地域分権」は同一自治体の中での行政のバラツキを増幅させることも考えられ、必ずしも市民にとって好ましいこととは考えられない。自治体合併や道州制の検討とも相容れない概念と考えられる。	地域分権は、地域の特色やニーズに沿った公共の形成を目指すものであり、セーフティネットや行政サービスの格差を生じさせるものではありません。また、行政サービスに限れば、広域化によるスケールメリットや効率化等も重要な視点であり、地域分権と共に進めるべきものであると考えておりますので、ご理解ください。	4. 地域分権の考え方に対する意見
5	意見	「藤沢市新総合計画基本計画についての感想・意見」基本構想	「新しい公共」の概念が理解できない。策定者の勝手な思い入れだけでなく、市民に分かるように、今後は…のように対応する」という明確な説明が必要である。	基本構想の理念等については、概要版を作成し全戸配布いたしました。今後副読本により、分かりやすく、親しみやすい説明等を進めてまいります。	3. 情報提供に関する意見
6	意見	「藤沢市新総合計画基本計画についての感想・意見」基本計画	多種多様なテーマ、理念先行のテーマがあがっているが、役割の担い手についての記載がないことからリアルな行動プランはよく検討されていないように感じられる。	役割の担い手については、現在調査を行っており、今後基本計画に記載してまいりますので、ご理解ください。	5. 役割の担い手に関する意見
7	意見	「藤沢市新総合計画基本計画についての感想・意見」基本計画	地域での説明会の前に、新たな仕組みそのもの内容についての意見を聞く集会有って然るべきではなかったかと思っている。素案を公開し、その閲覧を経て地区集会を行うべきであり、何故急ぐのかの疑問を感じる。	地区集会では、地域まちづくり計画についての意見提案を、市域まちづくり計画と基本計画全体については、市内2ヶ所で開催いたしました説明会において意見提案をいただく機会とさせていただきますので、よろしくご理解ください。今後とも情報発信に努めてまいります。	2. 計画策定のスケジュールに関する意見 3. 情報提供に関する意見
8	意見	「藤沢市新総合計画基本計画についての感想・意見」その他	地域差はあると思うが、藤沢市の平均的な市民は、生活基盤は確立しているとはいえ、市政や地域社会に関してはほとんど無関心であると考えられる。 行政は都合よく自治会を利用してきているが、一部特定の役員に過度の負担を強いているということを十分認識して欲しいと考えている。安易に町内会という無償組織を利用することは避けていただきたい。	市政や地域社会への関心度は、慌しい現代社会において低下してきていることはご意見のとおりであるとと考えております。 その一方で、少子化、高齢化とそれらに伴う税収減や社会保障費の増の中で、行政サービスには限界があります。 そのため、市民一人ひとりや地域団体が主体的に活動をいただくことによって、暮らしやすいまちづくりを実現するための計画を策定し、活動を進めることと位置づけておりますので、ご理解ください。	5. 役割の担い手に関する意見
9	意見	新総合計画基本計画市域全体のまちづくり計画(案)	福祉、歴史・文化、市民による新しい文化芸術活動を三位一体と捉え、包括的な総合ミュージアムが藤沢にできますことを強く要望いたします。 他の先進国に比べると経済ばかりが進行したこの日本において、愛と思いやりと豊かな創造性をかか組む精神の教育が必要と思われるからです。 藤沢に必要な総合ミュージアムは、国若しくは県と地方とNPO団体の三位一体により実現可能と思われます。成功例として横浜市栄区のお互いさまねっと公田町団地、アートで町おこしをされている地域の取組などが挙げられます。 いずれにせよ、予算面において藤沢市だけでは難しいと思われ、多様な主体と前向きに一緒に取り組んでいく方向を模索しなければならぬと考えます。 こういった時代だからこそ人間の教育と創造性、美しいものに触れ、情緒を育むことは必要なことです。	多様な主体の連携による地域づくりは基本構想においても理念を掲げているものであり、今後一層の取り組みの推進を図る必要があると考えております。 しかしながら基本計画は、生活実感に基づきめざす状態を実現するための目標や活動の指針を定めるものとしており、具体的な事業や活動の内容については、今後実施計画において検討していきますので、ご理解ください。	6. 実施計画に関する意見
10	意見	私たちの藤沢存続へ今必要なこと～一緒に現状認識を	地域計画の未来課題に「マナーを守る」をいなければならないほど、市民生活は日々不安を危険に晒されています。情緒の喪失は昨日今日で作られません。情緒教育環境を保存することが瀬戸際の急務となっています。	生活実感の中で、ふじさわ未来課題としてマナーの向上が取り上げられており、また安全・安心の基盤となる地域でのつながりにもマナーの前提があると考えております。	7. ふじさわ未来課題に関する意見
11	意見	私たちの藤沢存続へ今必要なこと～情緒遺産・風土市民遺産・文化遺産の保存責任は市長と市職員にあります。	市民は流動します。藤沢の情緒遺産と環境を見つめ、継承し、育てられるのは藤沢市を担い続ける市長と市職員しかいません。	地域社会は行政だけがつくることではなく、市民、地域と行政など様々な主体が協働、連携して創り上げていくものと考えますので、ご理解ください。	5. 役割の担い手に関する意見

No.	区分	件名	内容	回答(事務局案)	分類
12	意見	私たちの藤沢存続へ今必要なこと～保存責任を全うするには？	①まず、藤沢の情緒遺産(家庭・学校・コミュニティそれぞれ)・風土自然遺産・文化遺産の現状確認を行う。 ②確認情報を集約し、記憶蓄積した上で、市民へ情報還元を行う。 ③市民が集約情報を共有しながら、検討・分析できる場を設ける。 こうした環境設置の入口を創るだけで、保存責任は市民にも参加分担されていきます。	基本計画は、生活実感に基づきめざす状態を実現するための目標や活動の指針を定めるものとしており、具体的な事業や活動の内容については、今後実施計画において検討していきますので、ご理解ください。	6. 実施計画に関する意見
13	意見	私たちの藤沢存続へ今必要なこと～先送りせずに、今できることから。	①市の認定するパート毎の情緒情報集約、再発信センターと旧県立藤沢高等学校校舎に設置する。 ②ここを市内4大学連携等協力協定事務局の拠点とする。 ③現在廃校給食センターに仮保存されている埋蔵文化財をこの拠点に集約させる。 ④各公民館の共同催、障害者・高齢者協同催、作業の連携モデル拠点とする。 ⑤当面現市職で、各部門の参画を前提として順次タテ割りを行っていく。	基本計画は、生活実感に基づきめざす状態を実現するための目標や活動の指針を定めるものとしており、具体的な事業や活動の内容については、今後実施計画において検討していきますので、ご理解ください。	6. 実施計画に関する意見
14	意見	藤沢の総合ミュージアムについて	廃校となった県立藤沢高校の校舎を利用して総合ミュージアムにする案を検討しております。この場所は、風光明媚で、由緒ある山王神社があったところでもあり、また校舎自体も建設年代が異なるため、十分利用できる空間があります。 藤沢公民館の移設の要望もあるようですが、児童のワークショップ、アートの部屋等生涯学習をしたい人にとってミュージアムは非常に近い関係にあり、連携を取ることで素晴らしい場になると思います。 総合計画には文化・芸術について素晴らしい政策を掲げています。その一環として総合ミュージアムが実現するよう、切に望んでおります。	基本計画は、生活実感に基づきめざす状態を実現するための目標や活動の指針を定めるものとしており、具体的な事業や活動の内容については、今後実施計画において検討していきますので、ご理解ください。	6. 実施計画に関する意見
15	意見	新総合計画基本計画について	藤沢の歴史的・文化的資源を活用し、歴史的環境の醸成と商業の再生を図ることを目的に、藤沢駅北口から藤沢橋、遊行寺、白旗銀座通りを回遊する散策路を整備し、地域外からの集客力を高め、商店街の活性化を図る。その拠点を県立藤沢高校跡地校舎に置き、文化創造の丘として、美術館、博物館的な活用をする。その方法は市民の力を借り、子や孫に伝承できる文化財的な資料等も活用し、官民一体化した文化の拠点づくりが必要である。	基本計画は、生活実感に基づきめざす状態を実現するための目標や活動の指針を定めるものとしており、具体的な事業や活動の内容については、今後実施計画において検討していきますので、ご理解ください。	6. 実施計画に関する意見
16	意見	無駄な死んだ言葉の羅列はやめてほしい	抽象的な観念的な頭の中の議論であり、いつでも逃げられる言葉で難解な言葉で、意味不明な言葉でつぶられている。市民がこれを読んで勉強になったなあ、という感想がもれるものでなければならぬ。 現代は都市がまるで過疎地帯のように人と人が信頼感も失ってばらばらだということ。こういう基本構想を述べるには、肉体から発する問題意識が必要である。 人と人をつなげていくもの、結んでいくものはどこにあるのか。どのような環境がそれを果たしてくれるのか。学校教育、社会教育、家庭教育、それに大きな地域の文化施設、自然環境。藤沢には美術館はおろか博物館もない。それにゆったり歩ける歩道も少ない。市民力が如何に育つのかの研究がまず第一の仕事である。	基本構想は、理念、概念を示すものであり、基本計画は、生活実感に基づきめざす状態を実現するための目標や活動の方針を定めるものであるとともに、将来像の実現に向けた活動のための情報を位置づけるものとしております。 従いまして、基本計画は学ぶものではなく、市民力、地域力、行政力を発揮してまちづくりを進める中で、それぞれが必要となる部分を参照することで、方向性を一致させるために活用することを想定しております。 また、具体的な事業や活動の内容については、今後実施計画において検討していきますので、ご理解ください。	6. 実施計画に関する意見
17	意見	基本構想における地域分権について	市の権限と予算を市民センター・公民館に委譲し、地域経営会議と連携して事業執行にあたるようであるが、それならば市議会同様に地区内議員選挙のような物を行って民意の反映された公平な立場の組織を作るべきである。推薦と公募のメンバーが混在し、法にも条例にも拠らず、事業責任を追わない組織に権限を持たせるのは民主主義上問題があるので見直すべきである。	地域経営会議は、地域住民の皆さんの声を聞きながら、課題解決の方向性や手法を考え、地域で解決を図るための会議体としての組織です。 行政経費に係る事業の執行は、行政機関である市民センター・公民館が行ってまいりますので、ご理解ください。	8. 地域経営会議についての意見
18	意見	地域まちづくり計画の策定プロセスについて	ふじさわ未来課題から抽出された課題があまりにも多岐にわたっており、地域経営会議メンバーが本来の仕事や家事的傍らで検討を行うのには、荷が重過ぎるのではないかと。さらに、地域経営会議には地域イベントの手伝いなどの役割も要求されており、これらも含めて結果的に自分の時間が多く持てる高年齢層が検討主体となり、20年後といった将来の方向性を決めるのにはそぐわないのではないかと。こうした在り方について見直すべきである。	基本計画は、地域経営会議が単独で策定するのではなく、地域市民の意見を聞きながら、更にアンケート調査や意見募集等を行い、地域の個性や実情を踏まえ地域まちづくり計画案を策定しておりますので、ご理解ください。	8. 地域経営会議についての意見

No.	区分	件名	内容	回答(事務局案)	分類
19	意見	基本計画目標の導き方について	市民を対象にした「気づき」調査が起点にあるが、3%の市民しかアンケート回答に参加しておらず、これをもって市民の生活実感が十分に収集出来たとは言えないのではないか。市民が積極的に計画策定に参加しやすくなるようなシンプルな策定手順を提示し、より多くの市民が納得のいく市民主体の在り方を、今一度再形成するべきではないか。	「気づき」調査は、どなたでも簡単に記入いただけるものとして、約2ヶ月間にわたり日常生活における良かったことや課題等を集めたものです。13,400件、約42,000項目の回答をいただいておりますので、ご理解ください。	9. 計画策定の手順に関する意見
20	意見	市域全体計画と地区まちづくり計画への意見	市域全体計画について ○基本計画の構成が分かりにくかったので、理解しやすい構成としてほしい。 ○基本計画の前段、前提のボリュームが多いのでスリムにしてほしい。(これまでの行政計画市民が読みにくい。ユニバーサルの視点からも誰もが理解しやすい程度を検討して欲しい)	構成等については、ご意見を踏まえ、修正するとともに、市民の皆さんに分かりやすい地域まちづくり計画の概要版作成等についても検討をいたします。	3. 情報提供に関する意見
21	意見	市域全体計画と地区まちづくり計画への意見	市域全体計画について ○今後の市の根幹となる計画であるから、通常のPCより情報発信力を強め、市民がいま計画を策定していること、どのような流れにあるのかを理解が進むようさらに周知に力を注いでほしい。例えば、HPのトップページにPC手続きのお知らせがあったが、なんの計画かわからなかった。また、庁舎、公共施設の入り口に手続きを知らせるポスターが大きく掲示されてもいいのではないか。	情報発信は、重要な視点であると考えております。今後の計画実行と見直しに当たっては、一層の周知に努めたいと考えております。	3. 情報提供に関する意見
22	意見	市域全体計画と地区まちづくり計画への意見	市域全体計画について ○市域全体のまちづくり計画案における成果指標が、どの戦略目標でも2つとしており、その多くが一つはアンケートなどから把握する「市民の実感、認知」であり、もう一つが統計資料等による実数など定量的に把握できる内容となっているが、後述については、戦略目標に対して一部を捉えてはいるものの、戦略目標を包括してはいません。このため、定性的に把握する指標は複数あるべきです。(また、多角的に目標達成度を評価するためにも必要と考えます) ○(戦略目標)子供を安心して産み育てられるまちの背景に待機児童の記述があるにもかかわらず、成果目標で市民の感覚だけが評価されていない。	市域まちづくり計画における成果指標については、定性的(主観的)な要因と定量的(客観的)な指標を合わせることで、多角的な評価を行うものとしております。定量的な指標については、特微的、端的に表現できるものを定めておりますが、今後の計画の見直しの中で、指標の適切性に関しても評価を行ってまいります。 また、待機児童数については、経済情勢等の外部要因の変化に依存するところが大きいので、指標としておりませんので、ご理解ください。	10. 成果指標に関する意見
23	意見	市域全体計画と地区まちづくり計画への意見	地域まちづくり計画(藤沢地区)について ○公共施設の集約・移転等との記述があるが、市役所機能の移転の話が連想され、市としてすでに決定事項のような印象を受ける(専門家の提言がされた段階の検討事項ではないのか) ○前段の目標と関係するが、施設更新と併せて民間活力を利用した子育て施設、保育施設など不足する公共公益施設の検討があってもいいのではないか	藤沢地区における公共施設の再整備については、様々な要素があり、具体的な整備計画は、新総合計画の計画期間において検討を進めるものとなっております。 従いまして、公民連携等による施設運営等についても今後の検討課題として捉えておりますので、ご理解ください。	6. 実施計画に関する意見
24	意見	策定後についての住民の意見を聞く姿勢が欠けていないか?	市全体の施策について、基本計画の策定の際は市民の意見を聞く、というような考え方があったが、肝心の策定後の現実の施策について市民の意見を聞く事については明確ではない。 基本計画も漠然としたものであり、何をするか、具体的に書いてあるわけではない。どんな施策が飛び出してくるのか住民側としては不安。権力者による好き勝手な解釈も可能。 したがって基本計画が決まった後であっても、市全体の施策について、市民の意見を聞く仕組みが必要だと思いますが、その仕組みの記述が目立ちません。 この計画は、各地区単位ではなく市全体で行う具体的な施策について、基本計画にアンケートを取った、という事ではなく、策定後に施策が具体的に明らかになった以後に、住民に意見を問う、という仕組みが、従来より増えた点があれば、考え方に明らかにして頂きたいと思えます。	基本計画においても、基本構想と同様に意見提案や討論型世論調査を踏まえ、市民の意見やニーズに基づき、暮らしやすさの向上を前提にした計画策定を進めております。 また、基本計画では評価・見直しを踏まえたローリングに際し、現状値の調査や活動の点検を市民主体で行うことによって、計画の精度や意見反映の度合いを高めていくものと考えますので、ご理解ください。	9. 計画策定の手順に関する意見
25	意見	策定後についての住民の意見を聞く姿勢が欠けていないか?	地域経営会議の人選方法について、前回基本構想策定時に、「市役所が選ぶのではないが、では、その選考委員を選ぶ人選は、市役所が行っているのでは。」と書いたが、その是非についても、回答は頂けていません。	今回の計画内容に直接係るご意見ではないためお答えできません。	1. パブリックコメント対象外の意見

【意見の分類結果】

1. パブリックコメント対象外の意見	2件
2. 計画策定のスケジュールに関する意見	2件
3. 情報提供に関する意見	4件
4. 地域分権の考え方に対する意見	1件
5. 役割の担い手に関する意見	3件
6. 実施計画に関する意見	7件
7. ふじさわ未来課題に関する意見	1件
8. 地域経営会議についての意見	2件
9. 計画策定の手順に関する意見	2件
10. 成果指標に関する意見	1件
合計	25件

2010年9月21日
(平成22年)

藤沢市長
海老根靖典様

藤沢市総合計画審議会
会長 曾根泰教

藤沢市新総合計画基本計画について (答申)

2009年(平成21年)8月2日に「藤沢市新総合計画について」(基本構想及び基本計画)を諮問されました。

藤沢市総合計画審議会は、藤沢市新総合計画基本構想に基づいて、基本計画の策定に当たり、藤沢市地域経営戦略100人委員会、地域経営会議等の多様な意見提案に耳を傾けるとともに、「藤沢の選択、1日討論」(討論型世論調査)の結果を踏まえ、検討を重ねて参りました。

基本構想で明らかにしました私たちの政府で創る藤沢づくりの基本は「新しい公共」と「地域分権」です。

この理念に基づき、市民、地域と行政が創る藤沢市独自の地域経営や市民自治を踏まえた「私たちの政府」を実現し、「自らが創る身近な公共の仕組み」を生み出すことを前提に当審議会としての基本計画の策定を行いました。

また、新総合計画(基本構想・基本計画・実施計画)の実効性を高めていくためには、「新しい公共」と「地域分権」の理念に基づき、市民、地域と行政が協働、連携して地域主体のまちづくりを推進していくための仕組みとしての条例を制定することが必要であると考えております。

藤沢市新総合計画基本計画の策定にあたっては、総合的かつ専門的に8回にわたり慎重に審議を尽くした結果を、別冊のとおりを答申します。

以上

新総合計画に基づく「地域主体のまちづくり」推進のための 条例制定に係る検討結果について

1 経過

地方自治法第2条第4項において、基本構想を「議会の議決を経て」としている法の意義を考えた時、基本構想が単なる行政計画ではなく、二元代表制における議会と市長がその方向性について確認を行い、自治体の総意として位置づけられる過程が求められていると解釈できる。

新総合計画基本構想は、新総合計画を地域市民、コミュニティと行政が協働で活用する地域経営や地域主体の藤沢づくりを推進するための計画として位置づけ、藤沢市議会の議決を経て策定されたものである。

新総合計画基本計画は、広義では「行政計画」に位置づく計画である。

しかしながら、「新しい公共」や「地域分権」、市民、地域と行政が協働・連携して地域分権社会の実現を目指す理念や考え方、仕組みについて、広く市民に周知し定着させるためには、二元代表制により、自治体の総意としての方向性を示す必要性があり、「地域主体のまちづくり」を推進するため、条例化も含めた検討が必要であると考え、本審議会において検討を進めてきた。

2 立法事実

(1) 新総合計画の着実な実行

新総合計画基本計画では、地域づくりの進め方や仕組み、市民、地域と行政が協働・連携する新しい公共の理念に基づく役割等が示され、さらに、基本計画・実施計画策定後の見直し、PDCAの進め方が示されている。

これらを着実に実行し、将来像の実現を図るためには、新総合計画を基本として、これまでの地域主体のまちづくり推進にあたっての条例化検討の経過等もふまえ、地域づくりを進めるにあたり、その理念、仕組み、考え方について、二元代表制による「自治体総意の仕組み」として、条例制定の必要性があると考えられる。

(2) 地域経営会議の新たな位置づけに基づく定義

地域経営会議は、新総合計画づくりの三層構造の仕組みのひとつとして、地域まちづくり計画策定に携わってきた。

その中で、策定の経過、活動を通じて明らかになった事項、及び新総合計画基本計画で位置づけられた地域経営会議の役割等を踏まえ、地域経営会議の新たな位置づけを行う必要があると考える。

具体的には、基本構想及び基本計画で示された、地域分権と新しい公共の理念、市民、地域と行政の協働・連携による地域分権型社会の実現を目指した方向性と仕組みに対して、地域経営会議の役割を明確にする必要があると考える。

このことは、地域まちづくり計画と地区別まちづくり実施計画の実行に当たり、喫緊の課題であると考えます。

3 条例事項の方向性について

新総合計画では地域まちづくり計画及び地区別まちづくり実施計画に基づき、地域経営会議と市民センター・公民館が協働して計画の評価・見直しや永続的な活動の展開を行うことが定義されている。

また、新しい公共と地域分権の視点に立った地域主体のまちづくりを推進するに当たり、市民、市民ボランティア、NPO、大学、企業、行政等、多様な主体によるまちづくりを目指している。

これらのことから、共通の理念やそれぞれの役割、努力目標を示した理念条例として制定することが望ましいと考える。

また、藤沢市は、新総合計画策定にあたっての三層構造による取り組み、新しい公共の理念に基づく地域まちづくりのあり方、地域分権型社会の実現をめざした実践内容等を検証し、自治基本条例の検討結果の検証も踏まえた上で、藤沢市の独自性や地域性を前提とした、地域主体のまちづくりを進めていくことにふさわしい条例として位置づけることが適切であると考えます。